(趣旨)

第1条 この要領は、麻生区等の市内において、家具転倒防止対策を促進する ため、麻生区役所が管理する下地探し器の貸出しについて、必要な事項を定 めるものとする。

(貸出対象者)

- 第2条 下地探し器の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれ かに該当するものとする。
  - (1) 麻生区等の市内に住所を有する20歳以上の者
  - (2) 麻生区等の市内に所在する法人その他の団体

(貸出期間)

- 第3条 下地探し器の期間は、貸出日を含めて4日以内(返却期限が休庁日に 当たるときは、その直後の開庁日まで)とする。
- 2 下地探し器の貸出し及び返却する時間は、月曜日から金曜日まで(休庁日 を除く。)の午前9時から午後4時までとする。

(貸出台数)

第4条 下地探し器の貸出台数は、申請1回につき1台とする。

(貸出申請等)

- 第5条 下地探し器の貸出しを受けようとするもの(以下「申込者」という。
  - )は、別に定めるところにより、あらかじめ下地探し器の貸出しの予約を行 わなければならない。この場合において、予約が重複する場合は、先着順に よるものとする。
- 2 申込者は前項の予約を行った後、家具転倒防止対策下地探し器申請書(別 記様式)により、麻生区長(以下「区長」という。)に申請するものとする。

3 前項の申請に当たっては、申込者は、運転免許証その他本人を確認できる 書類を提示するものとする。

(貸出決定等)

第6条 区長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、下地探し器を貸し出すものとする。

(禁止事項等)

- 第7条 下地探し器を借り受けたもの(以下「借受者」という。)は、借り受けた下地探し器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 市域以外での使用
  - (2) 営利目的の使用
  - (3)特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
  - (4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が禁止する事項
- 2 区長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定に かかわらず、貸出している下地探し器の返却を求めることができる。
- (1) 虚偽その他の不正手段により下地探し器の貸出しを受けた場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合
- (3)前2号に定めるもののほか、区長が下地探し器の貸出しを不適当と認める場合
- 3 市は、借受者が前項の返却の求めに応じない場合、相当額の賠償を求める ことができる。

(機器の破損等)

第8条 借受者は、下地探し器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受

者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。 ただし、やむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。 (費用の負担)

第9条 下地探し器の貸出しは、無料とする。

(機器の返却)

第10条 借受者は貸出しを受けた下地探し器に破損、異常等がないか確認し、 第3条に規定する貸出し期間内に返却しなければならない。

(実施結果の提供)

第11条 区長は、必要に応じて借受者に対し、家具転倒防止対策の実施結果 の報告を求めることができる。

(免責)

第12条 下地探し器の使用及び家具転倒防止工事は、すべて借受者の責任に おいて行うものとし、これらに伴う事故及損害に対して、市は一切の損害賠 償及び原状回復の責めを負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成26年12月26日から施行する。